

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	老人福祉法	法令番号	昭和38年7月11日法律第133号		
手続名	有料老人ホームの設置者に対する改善措置命令	根拠条項	第29条第15号		
処分基準	(1) 老人福祉法第29条第15号 (2) 佐賀県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成30年7月1日）				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 長寿社会課	交付機関 長寿社会課	目次 No.